

正当化される嘘について

伊藤沙也花（人間学コース）

（指導教員：堂園俊彦）

キーワード：嘘、正当化、公開性

序論

嘘をつくのは悪いことである。しかし、実際に一度も嘘をついたことがないという人がいるだろうか。また、そうした嘘はすべて不正なものだろうか。

もちろん、他人を省みず自らの利益を獲得するための嘘や、他人を貶めるための嘘であれば、私たちは正当化できないとして拒否するだろう。しかし、お世辞や社交辞令のような人間関係の潤滑油としての嘘や、末期のがん患者に病気の事実を隠すための嘘については、多くの人がやむを得ない、あるいは積極的につくべきだと考えるのではないだろうか。本稿では、これらの嘘を正当化することはいかんにして可能なのかを検討する。

第一章 嘘とは

第一節 嘘の定義

嘘の成立要件は二つある。一つ目の要件は「反事実性」である。ここで基準となる事実とは、客観的事実のことではない。常識的な意味での嘘は、「真実と思わない事柄をあたかも真実と思っているかのように語る」ことによって成り立つ。ある言語的表現が嘘であるのは、それを表現する当の本人の理解する真実——主観的事実——と背反した場合なのである。

しかし演技や演出、小説やドラマなどのフィクションも、反事実性の基準を満たしてしまう。だが、私たちは通常、これらを嘘とは呼ばない。そこで重要になるのが、「欺く意図」という二つ目の要件である。例えば、演技における言語的表現は、演劇のなかで語られることにより、演技者はあらかじめ自己の言明の虚偽性を表明している。そして、聞き手はその言明が演技者自身の主観的事実ではないことを知っている。そのため、演技における言語的表現と演技者自身の主観的事実が矛盾するとしても、本来の嘘と言うことはできない。

（紙幅の関係から、第二節「嘘の分類」は割愛した。）

第二章 すべての嘘を拒否する人たち

第一節 カント

嘘の問題に対するもっとも簡単な答えは、あらゆる嘘を拒否することである。カントは、嘘をつくことは自分自身の人

間としての尊厳を放棄することであるとし、すべての嘘に反対するもっとも厳格な議論を展開した。

このようなカントの徹底した考え方については、以下のような問題点を指摘できる。第一に、カントは真実さに優先される義務の存在を認めず、真実さの義務と、他の義務との矛盾について考察することを拒否している。第二に、自己防衛、あるいは危険にさらされている人を守るための力の行使を認めておきながら、嘘を認めないのは一貫性を欠いているのではないか。

第二節 アウグスティヌス

あらゆる嘘を拒否する立場をとったもう一人の哲学者として、アウグスティヌスを挙げることができる。彼によれば、言葉は自分の考えを他人に知らせるために神によって与えられたものであり、本来の目的と異なる目的のために言葉を使用することは罪であるから、嘘はすべて罪なのである。

しかし、あらゆる嘘を拒絶する彼の議論は、神はすべての嘘を認めず、神は嘘をつく者を処罰するという二つの前提にもとづいている。このような前提は、究極的には信仰にもとづくものであり、立証することも反証することもできないのである。

第三章 功利主義的な考え方

第一節 功利主義にもとづく嘘の正当化

神の存在に依拠せずに嘘を正当化する理論として、功利主義が挙げられる。功利主義者たちにとって正しい行為とは、功利性の原理に適合している行為のことである。功利性の原理とは、その利益が問題となっている人々の幸福を、増大させるか減少させるかによって、すべての行為を是認、または否認する原理のことである。彼らは嘘と嘘との間にみられる結果の違いに着目し、結果次第では嘘を正当化できると考える点で、私たちが実際に下す道徳的判断に近いと言える。

第二節 功利主義に対する批判

しかし、功利主義にもとづく嘘の正当化には、次のような問題点がある。第一に、行為が複雑であるほど、その結果に

ついて十分な比較を行なうことが難しい。第二に、功利主義者は真実であろうと嘘であろうと、同じ結果をもたらすのであれば、同等の価値をもつと考えるように思われる。しかし嘘をついた場合とつかなかった場合とについて結果を比較する以前に、嘘はそれ自体として否定的に捉えられているはずである。

第四章 シセラ・ボクによる正当化

第一節 公開性テストにもとづく嘘

それでは、実際に嘘をつく者が正しいと考えてつくようなさまざまな嘘のうちから、本当に正当化できるものを区別するにはどうすればよいただろうか。ボクによれば、道徳的正当化を求める者は、自分の個人的そして特殊な状況を離れて、単なる主観的な考えをも越え、他者と共通の観点を選ばなければならない。そのようにしてなされた道徳的正当化は、排他的であったり、隠蔽されたりすることのない、公開されるものである。それゆえボクは、自らのテストを公開性のテストと呼ぶ。このテストは、枠組みを提示する形式的な側面と、検討内容を示す実質的な側面から成る。

形式的な側面は、以下の三段階から構成される。自分の良心に訴える第一段階、友人や年配の人、同僚などに助言を求めたり、前例を調べたり、宗教や倫理の問題に精通している人たちと相談する第二段階、あらゆる信条の持ち主に相談する第三段階である。

もう一つのテストは、形式的側面からなるテストの各段階において具体的に何が検討されるべきかという実質に関わる。第一に検討されるべき事柄は、嘘という行為が基本的には望ましくないものであることを前提とした上で、嘘をつく以外に選択の道はないかどうかということに注意深く確認することである。第二の検討課題は、嘘の言い訳として挙げられる理由と、その反論として挙げられる理由について考察することである。最後に、道理をわきまえた公衆が、これらの嘘についてどう言うかを問わなければならない。つまり、そのような嘘を言うというルールを、個別の事例における当事者だけでなく、公衆にも勧めることができるかどうかを問うことが求められるのである。

第二節 病名告知と倫理委員会

ここでは、ボクの公開性テストが、具体的な場面で機能していることを指摘したい。本節で取り上げるのは、患者への病名告知の問題である。日本では、不治の病に罹患した患者に対しては、病名が告げられないというのがこれまでの慣行であった。しかし近年では、個人情報保護法の成立や日本人の意識の変化から、病名告知をするケースが少しずつ増えてきている。

だが、このように告知される割合が増えているといっても、いついかなるときも真実を告げることが適切であるというこ

とにはならないだろう。患者が自分の病気について知ることにより、深刻なショックを受ける可能性がきわめて高い場合に告知をすることは、「患者を害してはならない」という無危害原則に反することになる。それゆえ嘘をつくことが適切な場合があることを否定できない。

だが、嘘を認める枠組みは変化している。従来、告知の是非は、主治医個人の判断、せいぜいのところ医療チームの判断によって決められていた。これらは、先に示した公開性のテストで考えれば、良心および仲間内での相談に相当するだろう。しかし個人情報保護法の制定にあわせて厚生労働省が公表した、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」では、患者本人からの診療情報等（保有個人データ）の開示の求めに対して、開示しないと判断する場合には、「院内に設置する検討委員会等において開示の可否を検討すること」が求められているのである。

そしてこうした委員会の役割を果たす場として想定されるのが、多くの病院に設置されている倫理委員会である。この委員会には、市民を始めとして様々なバックグラウンドをもったメンバーが参加することになっている。つまりそのような委員会において検討することは、公開性テストの最後の段階、すなわち「あらゆる信条の持ち主に相談する」という形式的条件の第三のレベルと、「道理をわきまえた公衆が、これらの嘘についてどう言うかを問わなければならない」という実質的条件の第三のレベルを、ともに満たすように思われるのである。

結論

病名告知における嘘の他にも、正当化される嘘はある。例えば、弁護士が被告人のために言う嘘である。被告人が法廷で嘘の証言をしたり、弁護士が被告人の証言を事実と見なせない場合にも、弁護士は被告人の主張に沿った弁護をする場合がある。時には、被告人の嘘が露見しないため、あるいは被告人の秘密を守るためには、嘘が必要かもしれない。しかしそうした嘘の全てが正当化できると考えるのは誤りだろう。現在のところ嘘をつくつかつかないかの判断は、全て弁護士個人に委ねられているが、この領域においてもまた、倫理委員会のような場を通じて、公開性のテストを行うことが必要である。

主要参考文献

- シセラ・ボク（1982）『嘘の人間学』TBSブリタニカ
- 仲村祥一、井上俊（1982）『うその社会心理 人間文化に根ざすもの』有斐閣
- カント（2002）「人間愛からの嘘」、『カント全集』、13巻、理想社
- アウグスティヌス（1979）「信仰・希望・愛（エンキリディオ）」、『アウグスティヌス著作集』、4巻、教文館